

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和6年4月26日

今治市監査委員 木原盛展
同 渡部豊

監査対象機関	監査結果報告書の日付
選挙管理委員会事務局	令和6年3月26日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘)</p> <p>1 参議院議員選挙及び県知事選挙の投票・開票事務従事者名簿において、当日の従事者を確認するための本人印が押されていないものが見受けられた。押印のない従事者については、電話等で当日の従事の有無を確認しているとのことだが、従事の記録を書面でも確認できるよう適切に事務処理されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 投開票事務の執行にあたっては、選挙ごとに総勢500名以上の職員を動員しているが、直近の選挙における会計年度任用職員の従事者は20名に満たず、投開票事務の中でより責任の少ない業務にあたることを考慮しても、やや少ないように見受けられる。</p> <p>投開票事務従事を希望する会計年度任用職員は一定数いるものと思慮されるので、休日にイベント等へ動員される職員の負担軽減を図るためにも、投開票事務における会計年度任用職員の増員を検討されたい。</p> <p>また、二重交付等の選挙の誤りを減らすという観点からは、個々の従事者の能力に頼るだけでなく、誤りが起こりにくい仕組みの構築に取り組みされたい。</p> <p>2 若年層の選挙啓発の一環として、高等学校への出前講座や、投票機材の貸し出し等の取組みを行っているが、令和4年度以降に執行された3度の選挙の投票率は、</p>	

いずれも前回と比較して低下している。

若年層に向けた啓発から、全体の投票率の底上げにつなげられるよう、引き続き、啓発等に取り組まれない。

(措置の内容)

(指摘)

- 1 押印をしていない投開票事務従事者に対して、後日選管事務局の事務所に押印に来てもらうよう直接電話等で依頼を行い、最終的にすべての職員が押印していることを確認します。

(意見)

- 1 職責、処分を考慮したとき軽微な職務に充てることになるが、他の業務と重なる等、職員の不足時には、ある一定数の会計年度任用職員を増やすことを検討します。
二重交付を防ぐために、最初の投票用紙を交付するときにプラスチック板を一緒に渡し、そのプラスチック板を次の投票用紙と引き換える方法を導入します。
- 2 今までの選挙啓発の取組を継続する一方、若者の投票意識の植付けのため教育機関での期日前投票の実施に向け関係者と協議します。